

広報行事実施のお知らせ (出前講義 (令和5年度後半分) など)

福島地方裁判所管内

実施した出前講義の
内容などをお伝え
します！



▲ さいたん

福島県消費生活センター (民事調停制度) (10月20日実施)

県内の消費生活センター所属の相談員等13人に対して、簡易裁判所の利用促進について、特に民事調停制度に関する講義を行いました。講義では、福島簡裁庶務課長が簡易裁判所の手続について説明した後、模擬手続案内・模擬調停手続についてのDVDを上映しました。参加者の皆さんは、真剣に説明を聞いていました。

白河市立白河第五小学校 (裁判員制度・職員の職種説明) (11月1日実施)



4年生～6年生の児童と保護者の皆さん約100人に対して、裁判員制度に関する講義を行いました。

講師は、裁判員経験者の方と、福島地裁の裁判官・裁判所職員です。

まず、裁判官が、裁判員経験者の経験談を交えながら裁判員裁判の手続の流れについて説明しました。経験者の方からは、「裁判員裁判を通じ、初対面の人と意見をまとめていくという貴重な経験ができました」「意見が出れば出るほど、精度の高い結論に近づくという気持ちでした。責任を全うしたい思いで、他の裁判員の方や裁判官と評議しました」という話を聞くことができました。

続いて、裁判所職員から、裁判所で働く人の仕事内容について説明をしました。

参加者の方からは、「裁判員経験者から経験談を聞くことができる機会は貴重なので良かった」という感想がありました。

3年生約30人に対して、福島地裁郡山支部の裁判官2人が、裁判員制度に関する講義を行いました。

講義では、裁判員制度の説明を行った後、生徒の皆さんに模擬評議を体験していただきました。

参加した方からは、「今後もし裁判員に選ばれたら、ぜひ参加してみたい」「評議を進めていく中で様々な意見があり、様々な見方があるため、自分の考え方の視野が広がると感じた。普通に生きていたら関わることのない人と関わるができるため、いい経験になると思う」という前向きな感想も寄せられました。

福島県立あさか開成高等学校 (裁判員制度) (12月6日・7日実施)



福島大学 (民事調停制度・職員の職種説明) (令和6年1月18日実施)



2年生が所属する法学系ゼミ3クラスの皆さん約40人に対して、講義を行いました。

講師は、福島地裁の裁判官と、福島簡裁の職員です。

まず、民事調停制度に関する説明を行い、その後、学生の方2人も参加して、架空の交通事故を題材にした模擬手続案内・模擬調停手続を実演しました。実演の後は、裁判官から、調停手続の本質が当事者の互譲によって紛争を解決することにある点等について解説がありました。講義の最後には、裁判所職員の職種説明も行いました。

参加者の方からは、「模擬調停を見て、民事調停の具体的なイメージが湧いた」「当事者の互譲と条理を念頭に置く調停手続の特徴に裁判との違いを感じた」という声がありました。

生徒の皆さん8人に対して、福島地裁相馬支部の裁判官が裁判員制度に関する出前講義を行いました。

講義では、裁判官が模擬の刑事事件を説明し、生徒の皆さんに量刑を検討していただきました。

全体の意見交換では、被告人の行った行為に応じた的確な意見が出ました。特に、事件に至る経緯を酌むことができるかどうかについて、実刑派、執行猶予派それぞれから積極的に意見が発表され、議論を深めることができました。

質疑応答では、裁判官の普段の執務の様子、裁判官の仕事を選んだ理由、印象に残っている事件などに関する質問がされました。裁判所の事件数の多さに驚いている生徒の方もいました。

福島県立原町高等学校 (裁判員制度) (1月24日実施)



裁判所見学にお越しくくださった皆様

- 1月31日
福島工業高校(裁判傍聴・制度説明、約40人)
- 2月8日
アルソック福島・二本松営業所(裁判傍聴・制度説明、約10人)
- 3月8日
福島大学・公務員講座受講生(裁判傍聴・職員の職種説明、約20人)

お越しくださり、
ありがとうございました！

裁判所では、いつでも裁判所見学・出前講義の申込みを受け付けています。

学校に、職場に、裁判官や裁判所職員を招いて、直接質問してみませんか？

出前講義は、オンラインでも実施可能です！講義内容についても、お気軽にご相談ください♪

(お問い合わせ先：福島地方裁判所事務局総務課広報係 TEL024-534-2194)